

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る

検体搬送業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度山梨県新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体搬送業務

2 目的

新型コロナウイルス感染症変異株ゲノム解析実施に係る検体の搬送を安全・迅速に行うことを目的とする。

3 業務内容

- ① 変異株ゲノム解析を実施する新型コロナウイルス感染症に関する検体について、山梨県衛生環境研究所と山梨大学医学部附属病院の間を搬送する。
 - ・山梨県衛生環境研究所 甲府市富士見 1-7-31
 - ・山梨大学医学部附属病院 中央市下河東 1110
- ② 責任者（管理者）を配置し、業務に関する研修や調整にあたらせること。
- ③ 搬送に使用する四輪自動車を用意すること。なお、車両の運行にかかる燃料代及び日常点検等にかかる経費は受託者の負担とする。
- ④ 車両は1台を基本とし、搬送に支障がない体制を整備する。
- ⑤ どの時間帯に搬送するかは日毎に衛生環境研究所の指示に従うものとする。
- ⑥ 搬送予定回数は160回/年（土曜日、日曜日、祝日を除く）（衛生環境研究所→山梨大学医学部附属病院（片道））

4 検体搬送に係る経費

- ① 搬送に係る、高速道路料金、駐車料金等の経費は受託者の負担とする。
- ② 検体搬送容器は保冷容器とし、山梨県から提供する物を使用する。

5 委託料の請求及び支払

- ① 支払いにおいては、検体搬送の実績による経費とし、当該額に係る消費税等相当額を合計した金額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）を月ごとに請求するものとする。

6 その他

- ① 交通事故その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、県及び関係者に連絡するものとする。
- ② 業務従事者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、県はその責任を一切負わない。

- ③ 委託業務における個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 仕様書及び契約書に関して疑義の生じたときは、その都度協議して定めるものとする。